

## 議案第80号

### 久喜市の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6級の項中「又は副支所長」を削り、同表7級の項中「又は支所長」を削る。

(久喜市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 久喜市災害対策本部条例(平成22年久喜市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(室又は部)」に改め、同条第1項中「部を」を「室又は部(以下この条において「部等」という。)を」に改め、同条第2項中「部に」を「部等に」に改め、同条第3項中「部に部長を」を「部等に室長又は部長を」に改め、同条第4項中「部長」を「室長又は部長」に、「部の」を「部等の」に改める。

(久喜市国民保護対策本部及び久喜市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第3条 久喜市国民保護対策本部及び久喜市緊急対処事態対策本部条例(平成22年久喜市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(室又は部)」に改め、同条第1項中「部を」を「室又は部(以下この条において「部等」という。)を」に改め、同条第2項中「部に」を「部等に」に改め、同条第3項中「部に部長を」を「部等に室長又は部長を」に改め、同条第4項中「部長」を「室長又は部長」に、「部の」を「部等の」に改める。

(久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第3号中「所管部長」を「所管室長又は所管部長」に改める。

(久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正)

第5条 久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年久喜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(室又は部)」に改め、同条第1項中「部を」を「室又は部(以下この条において「部等」という。)を」に改め、同条第2項中「部に」を「部等に」に改め、同条第3項中「部に部長を」を「部等に室長又は部長を」に改め、同条第4項中「部長」を「室長又は部長」に、「部の」を「部等の」

に改める。

(久喜市運賃協議会条例の一部改正)

第6条 久喜市運賃協議会条例(令和5年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年4月1日付け組織機構改革に伴い、関係条例について所要の改正をした  
いので、この案を提出するものであります。